

令和２年度５月定例委員会

○ 日時：令和２年５月２５日（月） ９：００～（議事）

○ 場所：地域活力センター ２Ｆ大ホール

出席：農業委員 山本正澄会長・森田呂弥・谷川恵美
推進委員 中平勝也・上田善啓・岡林勝・高橋正知・川上厚志
事務局 川村幸司・宮岡慎太郎・中平知砂

事務局 皆さん、お揃いになりましたので５月の定例会を始めたいと思います。
会長、宜しくお願いします。

山本会長 おはようございます。
徐々に気候もよくなり、皆さん、大変忙しい中お集りいただきありがとうございます。
新型コロナウイルスも徐々に発生も少なくなっておるようですけれども、この病気は決して無くなるという訳ではなく、まだ病気を治療する薬が出来ていない以上は仲良く付き合っていく必要があるのではないかと思います。
愛媛県の方がいつの間にか高知県よりも発生者数が増えて、まだまだ病院を中心に感染者が増えているようですので、いつ県境を越えてくるか分からない状況はまだあるかなと思いますので、皆さま気を付けていただけたらと思います。
本日は、議案５件が提出されてますので慎重審議のうえ審査していただけたらと思いますので、どうぞ宜しくお願い致します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 貸人：梶原町●●番地 ●●
借人：梶原町●●番地 ●●
対象地：

No.１、●●さんから●●さんへの３条申請の貸借になります。
この案件につきましては、４月の定例会でもありましたように中山間直接支払制度に関わる部分でございまして、名義の整理という事でお話ししたところ中山間の名義が●●さんで、農業者年金の経営移譲という分類の方をされておりまして、農業者年金が止まるという事で、３条申請による貸借を成立させるという届がでております。
場所につきましては６ページ一覧で七筆になっておりますが、実際に場所的に

は三か所でございまして、29ページをご覧ください。

場所的には28ページ、梶原の方からいくと●●の手前、●●の手前のと田んぼ自体は一枚なんですけれども、番地が五筆に分かれておりましてこちらの方五筆の中で一枚の田んぼとして使われたいとの事です。

次は●●の町中にいく、右手ではなくて左手の方を奥に入っていく所の場所になるんですが、最初の手前の方が31ページ上の段になります。

その先の川を挟んだ向こう側、南側の対岸に行った道沿いにある場所が31ページの下段の場所になります。

●●さん自身は所有されている農地はございませんが、全部足すと10a以上の要件を満たしております

実際に耕作も●●さんが現状もやっておりますので、継続性の方も問題はないかと思えます。

32ページ調査書の3番の2段目、農業者年金の特定処分対象農地の問題ですけれども、四月の定例会が終わったあと、今回の五月定例会までの間に県の農業会議等に話して現実的に、農業者年金が発生してる中でこういった手続きが抜かっている様なことが本当にあるのか？

という確認をさせてもらいました。

実際には年金手続き上の問題としては、なんらかの手続きがないと年金支給が始まらないという事で、年金機構側としては実際そういう事が行われてる事が確認できて年金が始まるという形になっております。

書庫等を確認したら、経営移譲等の確認書といったような分類の書類が実際には残ってございましたが、申請者の日付とかそういったもの抜かしておる、いわゆる管理カードのようなものだけの存在でして、実際に三条とか利用券の設定とかそういった書類は残ってないような状況です。

今回、農業会議の方にも確認して三条の申請手続きのやり直しは大丈夫なのかという話をさせていただいて、一応大丈夫なんですけど、当時の整理をどういった形になってるか確認してください。

という事でお話はいただいておりますので、なお、引き続き調査をして確認していきたいと思えます。

旧年金制度ですので、これから先の年金受給者の方が増えてくることはないんですけど、新年金制度とは要件が変わっておりまして旧年金制度なので、年金受給者の経営移譲の問題が増えていく可能性が、ないんですが

平成2年から平成12年頃までの書類等が、だいぶ見つからない状況になっておりますので、中山間の制度の中で地域の説明会の行い、そういった、声も各地区でいただきましたので整理をしながら、三条の適正な執行をしていきななと思っております。

	この案件については、今後も引き続き出てくるのではないかと考えております。 現地は川上委員さんに立会をしていただきました。 川上委員さん、何かありましたらお願いします。
川上委員	特にないです。
事務局	以上です。 引き続き他の案件です。 貸人 : 梶原町●●番地 ●● 借人 : 高知市●●番地 ●● 対象地 : こちらについても中山間の貸し借りを成立させたいという事です。 こちらについては年金の案件はかかっておりません。 中の川の田んぼについては実質上、●●さんの方がやられてるという事でお話を伺っております。 実際にも●●にいらっしゃるんですけど、現地のほうは割とやられてると伺っております。 場所的には44・45ページをご覧ください。 ●●さんのお宅から少し奥に入ったところの谷側の大きい田んぼで、写真の45ページの方の二段、上下一筆になってますので右手の二つ目の棚の田んぼと、左手の広い田んぼが対象農地です。 ●●さん自身も農地の所有はしておりませんが今回、中山間の名義の変更整理等について、●●さんから●●さんに所有者を変更するとお話を伺っております。 実際には、水の世話とかそういったものは●●さんがされてるそうなんですけど田植や稲刈り等は和久さんの方が実際にその時期にきてやられているという事で、特に問題はないのかなと考えております。 立会は中平委員さんのほうにさせていただきました。 中平委員さん、何かご意見ありましたらお願いします。
中平委員	特に問題ないです。
事務局	ありがとうございます。 続きまして3件目の方もお話しさせていただきます。 貸人 : 梶原町●●番地 ●● 借人 : 梶原町●●番地 ●● 対象地 :

	こちら中山間直接支払の名義の整理という事で、届け出がでております。 今回の案件にはでておりませんが、●●さんにつきましてはと二人の方からの貸借を成立させたいとの申し出がありますので、次回の定例会でも出てくるかと思ひます。 場所的には●●の奥の方の田んぼ、63ページの下の方の道沿いの道を挟んだ上下の田んぼ、三枚がひとつ目の場所で63ページ左上、田んぼ的には2枚で少し変則的にはなっていますが、人家の最後のお家のところだったと思ひます。 写真は64ページ65ページが道沿いの場所になろうかと思ひます。 道を挟んだ下段が64と65ページの上の段、道を挟んだ山側の方が64ページ細長い田んぼになります。 66ページの上の段が、お家のすぐ下になるところの長細い田んぼと66ページ下の段の田んぼになります。 こちらの方は年金等の問題はございませんが、中山間の名義の整理ということで所有者の方に交付金を支払うというお話をしたところ、●●さんの方でいただくようにする為に貸し借りを成立させるという事です。 これについては4期、去年までの五か年も●●さんにお支払いしておりましたし、写真でも田植が終わってる状況になっております。 継続的に農業もされるという事が見込まれます。 所有の農地につきましても五反以上お持ちという事で、10a要件は満たしています。 こちら立会の中平委員さんにしていただきましたが、中平委員さん何かございますか？
中平委員	特に問題はないです。
事務局	ありがとうございます。 あと補足なんですけど、●●さんの案件で6ページの方でリストの番地につきましては、売買が成立しているため名義の変更をしたいという事で届け出がでていますが、現実的には●●さんの所有ではなくて、24ページに参考でつけさせてますが、●●さん名義のまま変更になっております。 これは●●さんと●●さんが名義の変更ができない農地を売買することを了解したうえで、売買の取引が成立したことでしたがそういった売買の成立はありませんという事で農業委員会の方で指導させていただきました。 所有者の方も名義を変更することはできないという事になってますので、これは永遠と変わりませんという、本人からの回答でしたのがイヤそういうものではありませんという指導はさせていただいてます。
事務局	1号議案の説明については以上です。
山本会長	1号議案についてNo.1からNo.3についてそれぞれ説明がありましたが、ご意見

	ご質問等ありましたら宜しくお願い致します。
	異議なし。
山本会長	No.3の●●さん、年齢が●●歳やけど大丈夫。
事務局	耳が非常に遠い方で、補聴器がないと会話が成立しない状況はありますが、体力的なこととか、農作業的なことはまだまだ元気な方で、今回も中山間五期の推進委員さんも●●の代表になられております。 耳以外のことに関しては話の理解もしっかりされてますけど、実際に10年という期間が大丈夫なのかなと、年齢的な問題もあろうかと思うんですけど、私が見る限り5年は大丈夫そうな方ではあるかなと思います。 中平委員さんからご意見ありませんでしょうか。
中平委員	すごく元気な人で、トラックも乗りまして作業をしているので●●歳をこえてるとは思わなかった。 見た感じは元気な人です。
山本会長	他にありませんでしょうか。
	なし
山本会長	なければ、第1号議案3件については異議なしということでかまいませんでしょうか。 続きまして第2号議案5条申請について議題とさせていただきます。 事務局の方から説明をお願いします。
事務局	5条申請による許可後の変更申請書ですけど、この件についてはじゃっかんうちの方も確認ミスというか、県の方も確認ミスもあるとは思いますが、これは昨年度、●●に伴う5条申請の案件が一昨年の12月くらいから昨年の10月くらいまで、農振農用地の除外から続いてた関係です。 最終、県の許可までこぎつけまして届け出をして許可書をいただいた後、●●の方が、地目の変更で法務局に申請にいったところ、貸し借りで成立させておりますので、●●さんの住所を確認したら住所の番地が違うという基本的なミスがございました。 今回、申請の中には広野●●番地で出ておりましたが実際の住民票の番地が●●番地で、この一点の変更です。 5条申請の許可後の計画の変更申請書と手続きをふまないと県の許可書がでないという事で申請書を出しております。 事務局の問題ですけど、住民票での確認をしておりません。 届出者の住所で受付をしておりまして対象農地の貸し借りについては、登記等は確認するんですが、本人の住所まで確認しておりませんでした。
事務局	このような事がないように、申請の段階で免許証などを申請者の届け出に添付させるのか、まだ結論には至っておりません。

	今回、単純な申請者の住所ミスという事で5条申請の変更手続き申請書がでております。 変更の申請書の内容としては住所の変更だけですので、問題はないかと思いますが受付する事務局側の体制を考えた方がいいのかな。 法的な手続きとして住民票等を添付するとか、住所確認するために免許証のコピーを取るとかありません。 本人が間違いなく住所を書いてるかどうか確認しかのしようがないですが、農業委員会として確認書類を添付させるかどうか、議論していただけたらと思います。 2号議案の説明については以上です。
山本会長	2号議案についてご意見等をお願いしたいと思います。 申請者等の住所の確認について皆さんのご意見があればお願いします。
事務局	人を見て判断するのも難しいとは思いますが、先ほどの●●さんのように●●歳をこえてる方の住所は本人の思い込みなどがあり、警戒もするんですけど、●●さんについてはまだ60代ですし元気な方でしたので、まさか本人が住所を間違ってると思わなかったのも、まあ単純に口頭確認や住所を見せてもらうとか可能なのかな？ とは思ってたんですけど、5条になると二人の方の申請があるようになりますので、3条についても土地の所有者から誰かに名義を変えたりうつしたりの申請は、ほとんどが譲渡人の方からの手続き申請になりますので、所有者の方の住所確認を窓口で言っても当然、本人は来ておりませんので確認がとりづらいのも現状であります。
高橋委員	登記を取るわね？ 登記上の住所は？
事務局	高橋委員の方から、登記全部事項証明書の登記書の住所の確認は？ と言う事を言われたんですけど、確かに登記全部事項証明書での住所の確認としては一つ方法としてはあるんですけど、この後、登記が終わったあとに住民票が移動してた場合は、全部事項証明書に載ってこない可能性があるのも、現時点での住所確認がしにくいのかなと思います。 ただ、●●さんの案件についてはその時の住所で変わってなかったはずなのでそれがひとつの基準になろうかなと思います。 今、ご指摘いただいて思ったところです。
山本会長	これ、登記を取ろうとして分かったってこと？
事務局	登記手続きをしに行ったときに登記所の方から拒否されたっていう事です。
山本会長	例えば、登記の住所と現在の住民票が違った場合はどうなる？ ありえるよね。

事務局	あります。
山本会長	現住所で確認しても登記の時の住所と変わってたら、本人が決議しなかったら登記手続きにならないのでは？
事務局	そうです。登記の住所を変えないといけません。
山本会長	登記の方でね。こちらの書類上は現住所でかわないという事でね？ 農業委員会としては、現住所での申請の手続きでの書類が必要ということ。
事務局	そうです。登記と違います。 現住所で受理して申請等しないといけませんし、登記の方で変わってなければ、申請者等で変える必要性があるということです。
山本会長	行政手続き上の事務で担当者が役場の窓口で、確認するということは法的にかまん？
事務局	今、住民票の閲覧権は自分たちにはないです。
山本会長	同意書をもらったらかまん？
事務局	個人情報の関係の同意書になろうかと思います。
山本会長	免許証がなかった場合には同意書をもらって確認することはできる訳やね。 ただし、町内の人よね。 町外の人には住所が分らんしね。
事務局	今、住民係に農業委員会の業務の関係で個人情報の取扱いについての登録が基本、住基台帳上の個人情報の取扱いが土地台帳の取扱いになってるので、住民票の現住所の閲覧はできないようになってますので、そこは法的な部分と合わせて申請を追加するようにします。 そうすれば、申請者の方の住所閲覧が可能になるかなと思います。
山本会長	何か本人確認できる書類はほしいね。 例えば、金融機関とかいろんなところに行った時に免許証のコピーを取られるよね。 確実に確認するという意味やろう、と思うね。
事務局	手続きに来られてる方について免許証の閲覧で、コピーを取らなくても自分達で必ず間違いがないか、チェックする手段が思ってたんですけど●●さんは貸付側の方なので、本人は一度も窓口に来られてないんですね。 それを提出していただくかとなるとお願いのレベルになるのかなというところがありました。
山本会長	それは申請者がお願いする話よね、今回であれば西区の方がやるしかない話よね。他の市町村はどんなにしてるの？
事務局	他の市町村さんには伺ってないですけど、他の市町村に聞くのも恥ずかしいくらいの内容でしたので、確認はしてないんですが。

事務局	会長が言われた閲覧の部分で、もしかしたらできるのかなと感じたところです。 あと、登記事項の不一致を住民さんの方にも事前に話をすれば対応いただけるかなと。 現住所と登記の住所が変わってる事が分かっているならば所有者の方にもサービスとしてお話しできるのかなと、その2点で出来たら申請者の方も負担は、ほぼ今と変わらない状態でいけるのかなと思いました。
山本会長	最初の申請書の時には登記簿ついてた？
事務局	農振農用地の除外の時には登記はついてました。 この案件で言えばこちらのチェックミスです。
山本会長	そこで、確認できるわけよね？
事務局	はい。
山本会長	基本的には登記簿がつかん場合はあるがかね？
事務局	3条4条5条、非農地証明願あとは、農業委員会にはかからないですが相続継承の報告書とか全て全部事項証明書はつきます。
山本会長	つけば現住所と登記の違いが分かって書けるわけよね。
事務局	登記の住所と同じであれば、それでうちが受理をする形は可能です。 ただ、それが現住所と変更になってるかの確認はとれないです。
山本会長	住所が違ってたらそれはどうしてという話になるわね。 そういう確認をしていくしかないよね。 一番は身分証明書を見せてもらうか、役場の中で行政の事由として担当課が見せてもらえるかどうかの許可をもらえたら、農業委員会の処置はかまんという話でそこで確認はできるという事になる。 とりあえずは、その形にしてみたら。
事務局	うちの権限の許可を出す方法と、農業委員会の申請書類について住所の差異がないか住民係に確認をとってもらう作業ですね。 うちからの照会以外にという形で確認をするという、向こうで確認をして間違いないですよ、という回答をいただく作業をすればうちの権限以上のないままいけるので、その2パターンだと思いますんで農業委員会の権限の中で住所確認ができると思いますんで個人情報の取り扱いの中で。 それを追加で見れる形をとらせてもらえたら、間違いなくこちらで確認ができるのかなと思ったところです。
山本会長	住民係で確認してもらって答えてもらった方が、自分たちでやる場合にミスがあったらいいかんので、二重にミスがあったら。 担当の方をお願いして間違っていないか答えをもらうのが一番いいのではないかな。皆さまの方から何か意見がありましたら。

高橋委員	1号議案の案件で、貸す人は登記をとるけど借りる人はとらないので、借る人も本人確認や住所確認をすれば安心と思う。 実際に本当にその人にいくのかと。
事務局	高橋委員さんから言われたのは、登記事項証明書は現時点の所有者の住所が載ってる状態で借り側の住所確認する書類が一切ない、というご指摘で借る側の人は何かしらの住所のあるものを提出いただくということですか？ 実際にうごいた後でも出してもらおうということですかね？ 名義が変更になったよという分も？
高橋委員	名義が変更になったというのはいらない。本当にその人にいくがかよ。 という、さっきの本人確認が必要であればこっちも必要にもなるんじゃないかなという。
事務局	そうですね。 借受人の方には住所確認は確かに全部事項証明書では分からないところではありますので、名義変更側の売買者の方の住所をいただくのは確認することのひとつだと思います。 町内の方については住民係の回答でいけますが、今回高知市内の方がいらっしゃいますので、この方についてはうちの個人情報の取り扱いはできませんし、本人の免許証等で確認するしかないのかなと思いました。
山本会長	他にございませんでしょうか。 農業委員会に出された書類は正確なものかどうかの確認は、その対応をとっていただけたらと思います。 町内の人の住所については、窓口とのやり取りができるかなと思うんですが、町外については申請者から何らかの書類、免許証のコピーでもいいし住民係のコピーでもいいし住所の分かるものを添付してくれば確認がとれていくかなと。 みなさま、そういう感じでかまいませんか。今のところね。 また何かあれば新たな考作していただけたらと思います。 それでは、第2号議案の5条申請について何かご質問はありませんでしょうか。
一同	はい
山本会長	それでは第3号議案 『平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価』 についての議題を事務局の方から説明をお願いします。
事務局	3号議案につきましては毎年、前年度の活動について公表していく事で評価表を作成しています。 1については農業委員会の現状の状況を数値にして農地の状況を確認させていただいております。

事務局	1 のデータは農林業センサスに基づいた部分と認定農業者については認定農業台帳でやっております。 認定農業者について変更はありましたが、基本的な農地の面積等についてはセンサスを記入してますので、この5年間について変更はありません。 令和2年2月1日の基準日でセンサスの調査をしておりますので、今回のセンサスでの結果はまだ出ておりませんので面積等の変更はございませんが、今後の結果で変わっていくと思います。 新体制に基づく農業委員会については、まだ任期がきてませんので現状の認定農業者の人数、農業委員さん、推進委員さんの人数を記載させております。 次に、担い手への農地の利用集積・集約化について今回は該当ありませんでした。 目標及び活動については昨年同様です。 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についても実数として上がってきておりませんので、大きく変化はしておりません。 80ページの遊休農地に関する措置に関する評価は、一昨年は農地パトロールを実施できておりませんので昨年と同様の数値とさせていただきます。 違反転用の件につきましては今回、実数はあげておりません。 何件か、●●の案件とか継続的になってる部分もありますし、昨年は5条申請の中で1件不備があった案件もありましたが、適正化が図られてますのでそこはあげておりません。 82ページは実数になりますので3条申請案件数と下段の方の農地転用の確定は5条申請の件数をあげております。（4条申請がなかった。） 83ページの農地所有適格化法人は前から問題になってる●●さんの案件について、1件としてます。 一応、解散の手続きについて代表にもお話をしていますが、代表の方は現実的にこの農業法人に関わっていない現状です。 最低要件、二名の常勤と一名の非常勤の方の三名がいないと法人として成立しないのですが、それも現状できていない状況、あとこの法人格の中にいる●●さんは●●の中で実際に生活されています。 今年も指導等は2回しましたがその後、変更等はおきておりません。 社会福祉協議会とも話をして、代表の方に相談案件のアプローチもしましたが本人さんからは拒否の返事がきましたので、引続きアプローチできたらいいなと思います。 その他についても特になし。としてますので、何かご意見いただけたらともいます。以上です。
山本会長	事務局からの説明で3号議案につきまして、ご質問等ありましたら宜しく願

	いします。
一同	異議なし。
山本会長	特にありませんか。 第3号議案についてはこの内容での報告でかまいせんね。 続きまして、第4号議案『令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画』について議題とします。
事務局	先ほどの評価と同じ、対になる部分なので令和2年の目標という事で数字を公表していく形になります。 こちらの方も数値的なもので、センサスの結果が反映される前の公表になりますので、こちらも昨年同様の数値になります。 農業委員会の現在の体制についても3月31日状況ですので委員さん3名推進員さん5名で公表していきます。 令和2年の実績報告の際に新しい委員数を結果報告する形になろうかと思います。 担い手の集約の部分については目標率を定めていきます。 1については現状で2の方の活動としては、8反のうち2反は新規就農者の方に集積するという目標で作成しております。 参入についても1は現状で結果は0です。 29年以外はです。 目標については1経営体で2反のハウス施設確保により達成としております。 これは農協と県の振興センターの方で、空き家ハウスの台帳を作成しておりますして新規の方にはハウスの貸付をする業務を検討しておりますして、その数値を記入しております。 遊休農地につきましては、農地パトロールによる遊休農地の解消というところで、できたら今年度は農地パトロールができたと思います。 違反転用について、課題はなしでお願いします。 活動計画は広報と農地パトロールで会をしていくという事で、令和2年の活動計画案として提出させていただきます。以上です。
山本会長	この点につきまして何かご質問があるようでしたら、お願いします。
一同	異議なし
山本会長	無いようでしたら、第4号議案の『令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画』については、この内容でかまいませんかでしょうか。
一同	はい。
山本会長	続きまして、第5号議案 『農地利用最適化推進委員候補者の選任について』を議題にしたいと思います
事務局	第5号議案 農地利用最適化推進委員の選任についてという事で、4月から5

	月 7 日までの間に 7 月 19 日までの任期が現農業委員会で、次の任期の方々の募集を行ったところ 89 ページのリストの方の推薦人の応募がありまして、これについての選任という事で、農業委員会の議題とさせていただきます。 その他でご報告させていただきますが、農業委員会の方は農業委員の選任はしておりますので、推進委員さんはこちらで選任して決定させていただきます。 89 ページに候補者の一覧表にしておりますのでご覧ください。 内容的には現推進委員の方々と、東区の担当でありました上田委員さんの方から辞退の申し出がありましたので東区長と相談した結果、高橋亀一郎さんの方から推薦人を経て申し込みがありましたので、94 ページ方をご覧ください。らなと思います。 個人の推薦用で東区の区長と川井の JA 団体職員の中越洋佑さん、今回辞退されたということもありまして、上田善啓さんの方からも推薦をいただいております。 高橋亀一郎さんについては現在 58 歳で川井にお住まいで、認定農業者であり一昨年からは農業指導士になっていただいております。 耕作面積については推薦書にも書いてありますが、所有者はお父さんになってますが、貸し借りが成立しておりますので問題はないと思います。 主に甘長とうがらしと米ナス、葉野菜や加工用の葉ワサビも作られております。農業に対する取り組みについては、甘長とうがらし米ナスについてはトップランナーの方でもありますし、認定農業者もご夫婦でなっております。 東区中心に見ていただく事につきましては、特に農業者の方ともつながりがありますし、特に問題はないのかなと思います。 これは農業委員さんの方で判断していただく内容になりますので、説明はさせていただきますので、ご審議いただけたらと思います。 現、推進委員さんの説明については割愛させていただきたいと思います。ご審議、宜しくお願いします。
山本会長	これは 3 人で選ぶ？
事務局	審議自体は 3 人だけです。
森田委員	言いにくいでしょう。
事務局	それでは、当人案件という事で退室していただきましょうか。
山本会長	この案件については、当人は審議とかに参加できませんので、推進委員さんの方すみませんが外で待っていただけたらと思います。
事務局	また、呼びにいきますので建物の中にいて下さい。
	推進委員さん退室
山本会長	それでは会を正常に戻したいと思います。 第 5 号議案、農地利用最適化推進委員候補者の選任についてですけれども、先

	ほど事務局の方から5名の方の選任案について話されました。 4名につきましては継続という事で、新たに東区から高橋亀一郎さんが加わりますが何かご意見はありませんでしょうか。
森田委員	それぞれの希望で真剣にやれているのでいいと思います。
山本会長	特に問題はありませんね。 農業委員会からの選任は5名の方でよろしいですか。
森田委員 谷川委員	はい。
山本会長	そしたら4名の継続と新たに1名の方をお願いしたいということでお願いしたいと思います。 以上で第5議案について終わりたいと思います。
	推進委員さん入場
山本会長	それでは、会を正常に戻します。 第5号議案につきまして、5名全員の方に推進委員さんとして頑張ってくださいという事になりましたので、どうぞ宜しくお願いしたいと思います。 以上で議案の方は終わりますので、その他の梶原町農業委員候補者評価委員の報告について、事務局の方から説明をお願いします。
事務局	はい。その他の案件が2件あります。 まず1件目、5月15日の金曜日に評価委員会をしまして、最後に添付してま す名簿で、評価委員会の方は町長に報告、推薦という事をさせていただいてお ります。 6月議会において町長の選任で承認されることとなります。 メンバーの方は現農業委員の谷川さん、あと川西路の上田和弘さん東川の白石 さかえさん、松谷の中岡勝寿さん川西路の中平紀善さんの5名で審議いただき まして推薦をさせていただきました。 谷川さんが継続していただいている中で女性委員さんも是非という事で、さかえ さんにお話ししたところ承諾を得て入っていただくような形でございます。 ご報告させていただきます。 何かご質問はありませんでしょうか。 無ければ2件目で、今コロナの持続化給付金で個人100万円、法人200万 円の給付金の話なんですけど、主に商業者の方がメインでお話をされる機会が 多いのが役場の状況なんですけど、この持続化給付金は農業者の方全てが対象に なります。 実際に農業者の方は梶原の場合、出荷される品目がない方とかがあるので対象 になる月というのが去年もゼロ、今年もゼロというのがあるかと思うんですが これから出荷が始まってくると、対象になる可能性があります。

	去年の申告をしっかりとされている方については、簡単にできる形になっています。 ぜひ、農業者の方から相談がありましたらこのような手続きもある事をお伝えいただけたらと思います。 役場の手続きではなくてインターネットでのみの手続きとなっております。 あと、須崎の振興センターでもご案内もしておりますし、高知市で説明会も開催しているようです。 今回、町の単独事業でも50パーセント下がった個人事業主さんや業者になってるんですけども20パーセント下がると町の方からの定額20万円の支援の方法を考えてるそうなんです、そちらは農業者の方は対象になっておりません。 なので、この50パーセント以下という部分を見ていただければと。 よく誤解をされるのが、去年の収入が200万で今年が100万にならないともらえないというものではなくて、去年の4月に50万円の売り上げがあって今年は0円なった場合、もしくは25万円以下の場合という判定の中で去年の収入と4月の収入額×12という、単純にその月だけをみてかけるようにしますので、0であれば去年の収入額がまるまる保障されます。 100万までですが。 25万ですと、25×12か月と去年の申告の数字を引き算した額が100万まで貰えるという形になってます。 ちょっと、若干選択する月を間違えて3月に収入が高いのにそっちを申告して4月の申告をしないと金額が変わる事となります。 簡単な手続きすぎて、簡単に受理されて間違いが発生することがおきているようです。 よく情報収集されてやっていただけたらと、ご相談等ありましたら話は産業振興課の商工観光係でもしてしますので、私の方も農業者の方の対応をするようにしてますので、実際最終的には本人さんがやる以外には手立てがないんですがこういう事がコロナ関係でおきてます。 あと、農業者の方に補助金関係がコロナで次々と出てきてますが、正直対応できるかJAさんとも調整しながらやっていますので、色々国も政策をとっていますので、急激に市場の金額が下がったとかありましたら、役場またはJAの方に相談いただけたらと思います。 その他の案件は2件です。ご質問がありましたらお願いします。
山本会長	無理して収入なしにして申請したらわからんよね。 1月～12月までの一番収入がなかった日を申請したらいいがよね。
事務局	制度的にはそうです。毎月収入のない例えば牛飼いの方につきましては、毎月

	牛が出荷されてる訳ではありませんので、去年5月に出荷して今年5月たまたま出荷しなかった事になると、それが基準で申請できます。 コロナの影響等は実際にあるんですけど、判断基準はそういう判断になります。 毎日売り上げのある職種と、月単位で売り上げが変動する職種があり、今月出荷、まとめて収入がドンと入ってくる職種とか、そういった分類によって若干不正ではないんですけど、そういう手続きの仕方ができるのはあります。 今年、1か月出荷を待って来月出すことによって給付の対象になる事があります。
山本会長	去年の月平均にしたらいいい事やろ。 12で割ってひと月分いくらになるって話でね。
事務局	そうです。はい。
山本会長	3月に10万売り上げ、4月に20万、5月は0で5月を申請したら完全に100万もらえる話よね。
事務局	そうです。 事業収入ですので売り上げが200万ある方が、20万の売上月の場合20万をかける240万になるので交付対象外です。 10万の月になると、12万になるので貰える金額は80万です。 0の月になると、対象の差額が240万になるのでマックスの100万は貰えるという制度です。
山本会長	慌てて申請したらいかんという事よね。 その他について事務局からの説明がありましたが、持続化給付金についてご質問はありませんでしょうか。
	なし
山本会長	特にないようですので、次の日程6月の日程を決めていただけたらと思います。
事務局	6月につきましては同じく第4週目の22日の月曜日から26日の金曜日の間で開催出来たらなと思います。 特に予定等なければ。
山本会長	26日は無理やね。
事務局	24日の水曜日はいかがでしょう。大丈夫でしょうか。 24日の9時からですが、またご都合等あればご連絡下さい。
山本会長	それでは6月の定例会は6月24日水曜日9時からこの場所で予定をしますの で、もしご都合が悪くなった場合につきましては、ご連絡いただければと思 います。 他になれば以上で5月定例会を終わらせていただきたいと思います。 どうもお疲れ様でした。

事務局	ありがとうございました。
	議事録署名：森田 呂弥 ：谷川 恵美